

諮問番号：諮問第 306 号

答申番号：答申第 306 号

答申書

第 1 審査会の結論

太宰府市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく次の表に掲げる保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分内容	処分の略称
法第 25 条第 2 項の規定による保護変更決定（令和 7 年 1 月分）	本件処分 1
法第 25 条第 2 項の規定による保護変更決定（令和 7 年 3 月分）	本件処分 2

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 令和 6 年 11 月から令和 7 年 1 月頃までの 3 か月程度、A 社が経営する食品スーパーのレジ打ち業務で、1 日 4 時間、月 14 日前後稼働し、一時的に収入があったが、安定した雇用ではなく、隙間バイトアプリのキャンペーンに触発されての一時的な臨時収入であった。
- (2) 令和 6 年 11 月、処分庁のケースワーカー（以下「CW」という。）が家庭訪問に訪れた際、自営の必要経費と相殺できるかと質問したところ、相殺できる旨の回答を得たため、費用対効果を考慮してもメリットが大きいことから、過酷な環境及び就業条件の中、頑張ってきたものである。

就業場所は地図上ではおおよそ 4 km の距離で、所要時間は自転車で最短 15 分、徒歩で 48 分であるが、自宅が丘の上にあるため、雨の日は自転車を手押しすることとなり、実際には 40 分程度を要する。雨の日はずぶ濡れになりながらの通勤となるが、直接雇用のアルバイトではないため、ロッカールーム、休憩室等の貸与もなく、着替えをする場所も利用できない。駐車場で人目をはばからず、雨具を脱いで、自転車にくくりつけて一時的にしのいできた。

また、道路交通法にも半ば違反状態で、本来車道を走行すべきところ、走行中の自動車から幅寄せを受け続けるため、やむなく、歩道走行を繰り返さざるを得ない地点もあった。繁忙期は冬場であったため、日が暮れて雨が凍り始め、19時20分頃に帰宅した際、道路の凍結により、自転車ごと転倒し、膝や足首を自転車に巻き込まれてけがをして治療を余儀なくされた。転倒した地点は歩道であったが、これが車道であれば、車に跳ねられて通行に迷惑を掛けるところであった。

隙間バイトは、出勤後、事務所でQRコードをかざしてチェックインした際に労働契約締結となるため、通勤時は労災補償の適用外である。通勤で体は冷え、職場は食品スーパーのため冷房が効いていることから、一時的に耳やその周辺が痛くなったり、聴覚にも障害が発生したりしており、顧客の呼びかけにも即時に対応できず、大声で叱責されたこともあったが、今は落ち着いている。

(3) 令和7年1月頃、CWは、突然一転して、必要経費の計算方法に異議を申し立て始め、労働者は世帯主である自分一人であるのに、収入の内容ごとに区別するよう要求してきた。具体的に当該計算方法の質問をしても、理にかなった回答はなく、回答が長期間保留されたため、令和6年12月と令和7年1月の収支計算方法が定まらず、数か月遅延するに至ったという損害も被っている。齟齬が発生したことは、後任のCWと担当係長2名にも説明し、了承を得ている。

(4) 令和7年1月分と3月分の生活保護費（以下「保護費」という。）の差額の合計96,853円の一括返還要求は現実的ではない。第1希望として免除を、第2希望として減額を、第3希望として分割弁済を求める。

2 審査庁の主張の要旨

本件各処分について、法令等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1に係る保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分1を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和7年1月1日時点で「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を当てはめて算定したところ、その計算には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る令和7年1月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

2 本件処分2に係る保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分2を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和7年3月1日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その計算には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る令和7年3月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

3 その他

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年12月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年3月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件において、審査請求人は、行政不服審査法第81条において準用する同法第76条の規定に基づき、令和8年2月16日付けで当審査会宛てに令和7年12月9日付け審理員の「審理員意見書」に対する反論書を提出し、主に審理員意見書に対して、反論している。

よって、当審査会は、これまで提出された事件資料に、上記の主張を含めて、以下検討する。

本件処分1及び本件処分2に係る保護費の算定について、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和7年1月1日時点及び3月1日時点で保護の基準を当てはめたところ、それぞれの計算には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る令和7年1月分及び3月分の保護費の算定については、それぞれ法令等に則って適正に行われたものと認められる。

そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件各処分は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清 信

委員 鶴 利 絵

委員 谷 本 拓 也